

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格喪失日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和30年4月から平成12年3月までA社に在籍していた。途中で転勤はあったが、継続して勤務していた。研修先の同社B製作所から同社C製作所に転勤した際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、会社の手続き誤りであると思われる。会社から継続勤務を証明する在籍証明書を発行してもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社D支社から提出された退職所得の受給に関する申告書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社B製作所から同社C製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は昭和31年4月1日からA社C製作所に勤務していたと供述しており、除籍の附票により、同日に新たな住所地の市に転入したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 31 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年3月まで

20歳の時に市役所から国民年金への加入勧奨の通知があり加入手続きを行ったが、私に収入が無いので親が保険料を支払ってくれた。平成20年に届いた「ねんきん特別便」では、昭和63年11月7日から平成元年4月1日までが国民年金への加入期間となっており、6年4月に就職するまでの期間が空白となっている。元年4月1日付けの資格喪失届を出した覚えが無く、母親がその間の国民年金保険料を近くの金融機関で納付していた。申立期間が未加入で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金については、その母親が、加入手続きを行い、国民年金保険料を支払ったと述べており、申立人自身はそれらに関与していない。

また、申立人の母親は、平成元年4月に申立人が大学に進学したことに伴い必要となる、国民年金への任意加入の申出又は資格喪失の届出を行った覚えが無いものの、A市の申立人に係る国民年金の電算記録には、同年4月17日に資格喪失の届出を受理した記録があり、同市が、電算システムに資格喪失と記録された申立人に、保険料納付書を作成し送付することは無いと回答していることを踏まえると、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立てどおりの状況であれば、申立人は大学を卒業しB市に採用され共済組合員となった際に、A市に国民年金の資格喪失の届出を行うべきであるが、それが行われた形跡は無く、このことについて申立人の母親は、B市が当該届出を行ってくれたはずで、就職した月からの保険料は納付していないと述べているが、B市は、採用者に係る国民年金の届出を行うことは無いと回答している上、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡が無いことを踏まえると、平成元年4月の資格喪失後、国民年金の加入手続がなされなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親は、資格喪失直前である平成元年3月の保険料が未納となっていることについて納めたはずと述べるにとどまり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案378

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年6月まで

申立期間当時は、叔父の経営する理容店で働いていた。私が20歳になった頃、叔父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その叔父が従業員であるとして申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとしており、申立人自身はそれらに関与しておらず、その叔父は既に他界していることから、当時の状況は不明である。

また、当時の同僚の年金記録を見ると、申立期間に係る国民年金保険料が申立期間後に遡って納付されており、申立人の叔父が従業員の保険料を定期的に納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立人は、その叔父が理容店を廃業した際、叔父からはがきサイズの証書を渡されたと記憶しているが、当時、国民年金の加入者には、国民年金手帳が発行されるはずであることから、申立人が記憶する証書が国民年金に係るものであったとは考え難い。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 6 月まで

ねんきん定期便が届き、国民年金の記録が、昭和 50 年度未納、51 年度納付済み、52 年度及び 53 年度が「***」と記載されており、年金事務所で確認したら、52 年度及び 53 年度は納付済みだったが、国民年金には私が市役所で加入手続を行っており、国民年金保険料も市役所で納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続を行った時期を 20 歳になった頃としているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 53 年 8 月と記録されている上、当時申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳には付加保険料の加入申出日が 53 年 7 月 20 日と記入され、当該申出日に国民年金への加入手続を行ったことが推認できる。

また、市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人が、昭和 53 年 10 月 31 日に、納付可能な 51 年 7 月から 53 年 3 月までの過年度保険料を納付したことが確認できるが、申立期間の保険料は、当該過年度納付の時期では時効により納付できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を、自身が保有する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」と述べ、20 歳の到達時としているが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案380（事案354の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間及び62年4月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年2月まで

平成22年6月24日付けで記録訂正は必要とまではいえないとの通知を受けたが、その通知によると、私が国民年金の加入及び保険料納付に関与していないこと、並びに両親は、申立期間当時、国民年金に加入していないことをその判断理由としているが、私は父親と一緒に社会保険事務所（当時）に行ったことがあるほか、母親は厚生年金保険被保険者（国民年金の第2号被保険者）である上、父親も年金受給者であったことから、これらの判断理由は不当である。今回、両親に係るねんきん特別便の写しを周辺事情の資料として提出するので、再度検討し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたとしているが、父親は既に他界しており当時の状況は不明である上、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無いほか、当時、申立人の家族で国民年金に加入していた者がおらず、その父親が申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたと推認できる周辺事情をうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の周辺事情を証する資料として新たに両親に係るねんきん特別便の写しを提出したほか、新たな記憶として父親と共に社会保険事務所へ赴き、申立人に係る国民年金の加入手続をしたとしているが、これらの

資料及び記憶では、申立人の父親が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがうことはできず、委員会の当初の決定を変更すべき事情を推察することはできないことから、申立人が申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間及び62年4月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 381(事案 25 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで
前回の申立てに対して、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、今回新たに、申立期間当時の保険料納付の状況を裏書した写真が見つかったので、再度申し立てる。申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻の納付記録は、未納となっている上、申立人は、転入してすぐに国民年金保険料の納付勧奨を受けたとしているが、申立人夫婦に国民年金保険料の納付勧奨をしたとする町会関係者は、年金の係を務めた時期を昭和40年代半ばと記憶しており、申立人夫婦の納付記録等も併せみれば、申立人夫婦が納付勧奨を受けて納付を開始したのはこの時期と推認されるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに申立期間当時の保険料納付の状況を裏書した写真が見つかったので、申立期間において保険料を納付していたことを認めてほしいとして、再度申し立てている。

しかし、申立人は、写真に裏書した時期の記憶が不明瞭である上、写真の裏書の状態から、当該裏書きが、申立期間当時に記載されたものとは確認できない。

また、申立人夫婦に国民年金保険料の納付勧奨をしたとする町会関係者の町会への転入時期及び当該町会関係者の夫が町会長に就任した時期以降に年金の係を務めたとの供述等から判断すると、申立期間当時に申立人が当該町会関係者から納付勧奨を受けたとは考え難い。

これらのことから、申立人から提出された写真が委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

平成3年4月下旬、3年間の青年海外協力隊（昭和*年度*次隊）活動を終えて帰国し、A市役所で転入届を提出後、国民年金課の担当職員から、詳細な説明を受け、保険料納付を勧められ、2年分の保険料20万円を納付したが、ねんきん特別便の国民年金被保険者記録には、未加入で納付した記録が無く、納付できない。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、戸籍の附票により、申立期間を含む昭和63年3月28日から平成3年5月3日まで、日本国内に住所を有していなかったことが確認できることから、帰国後の3年4月に国民年金に遡って加入することはできない。

また、申立人は、申立期間前の日本国内に住所を有していた期間において、国民年金に加入した記憶は無く、申立人が居住する市及び同市を管轄する年金事務所が保管する資料及びオンライン記録からも、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、平成3年9月に厚生年金保険に加入した際に受け取った年金手帳しか所持しておらず、当該年金手帳に記載された国民年金記号番号は、前後の番号の被保険者加入状況から5年7月頃に払い出されたこと、及びゴム印で押されていることから、同年7月以降に記入されたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 8 月まで

私は、昭和 38 年 3 月に A 社の同僚を頼り同社に入社し、39 年 8 月まで勤務していた。同社在籍中に長女が健康保険を使い診療している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、A 社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社の現在の社会保険担当者は、同社では、平成 13 年 6 月から全ての常勤従業員を厚生年金保険に強制加入させているが、以前は、健康診断の結果等により B 健康保険組合の被保険者になれない従業員及び厚生年金保険に加入したくないと申し出た従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

また、申立人が記憶している同僚に聴取したところ、同僚は昭和 38 年頃に A 社で勤務していたと供述しているものの、同社において厚生年金保険の加入記録が無いことから、同社では、申立期間当時、勤務している全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

さらに、申立期間当時に A 社が加入していた B 健康保険組合は既に解散しており、申立人が当該健康保険組合の被保険者であったことが確認できない上、同社では申立期間当時の給与台帳等の資料を保管していないことから、申立人の勤務期間、厚生年金保険への加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間において被保険者番号は順番に払い出されており、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 20 日から 33 年 6 月 30 日まで
私は、ねんきん特別便を確認した際、申立期間については既に脱退手当金として支給済みの記録であるが、脱退手当金制度があることを知らない上、脱退手当金を受給した記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている74人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和33年6月の前後2年間に資格喪失した32人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は19人であり、うち18人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年8月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月3日から30年3月12日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間については、既に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金受給資格者46人の支給記録を確認したところ、支給記録がある被保険者は38人であることが確認でき、このうち26人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、同社の後継企業であるB社D事業所も「当時、大抵の方に脱退手当金が支給されていたと聞いている。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 31 日から同年 7 月 14 日まで
② 昭和 46 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 39 年 3 月に A 社に入社して以降、グループの中核企業である B 社の命令で転勤していたが、申立期間①については C 社、申立期間②については D 社から転勤した際の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が誤っている。

また、申立期間③については、B 社を昭和 58 年 9 月末日まで勤務し退職したが、資格喪失日が同年 9 月 30 日となっており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、C 社、D 社及び B 社の各事業所における同僚に聴取したが、申立人が勤務していたことを記憶している者はいないものの、申立人の転勤時期や退職時期を特定できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、C 社及び D 社の清算人並びに B 社の役員に照会したところ、各清算人及び役員は、申立期間当時の人事記録及び社会保険に関する資料を保管していないと回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録も厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から同年12月10日まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妹の供述から、時期は定かではないが、申立期間において申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の元総務担当者は、「当時は3か月ほどの試用期間があったが、個人差により期間は一律ではなかった。私自身、入社後2年間は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている上、別の同僚は、「正社員として入社し、1年間ほど事務を担当していた。」と述べているが、当該同僚は入社後半年以上厚生年金保険に加入していないことから、当時、同社では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人は、昭和42年12月10日にA社で資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和42年1月5日から同年12月10日までの期間において国民年金被保険者資格を有し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。